

体罰，ハラスメント，いじめ， 障害などを理由とする差別 相談窓口

体罰：なぐる，蹴る等の身体に対する侵害や正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって続けさせるなどして，肉体的苦痛を受けること。

セクハラ：性的な言動によって不快感を受けること。

いじめ：一定の人間関係のある者から，心理的，物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じることに。

障害などを理由とする差別：

障害があることなどを理由に不当な扱いを受けたり，生活する上で当然必要な配慮をしてもらえなかったりすること。

安心して通える学校であり続けるために
次の先生に，いつでも相談してください。

《相談員》

教頭	浅邊	将邦	教諭	原	国光
教諭	森永	清司	養護教諭	平川	千晶
電話	0824 (53) 2128				

もしも，学校の先生に相談しにくい時は
次の機関も相談を受け付けています。

三次市教育委員会	学校教育課	電話	(0824) 62-6187
広島県教育委員会	事務局	電話①	(082) 513-4917
		電話②	(082) 513-4918
		電話③	(082) 513-4919